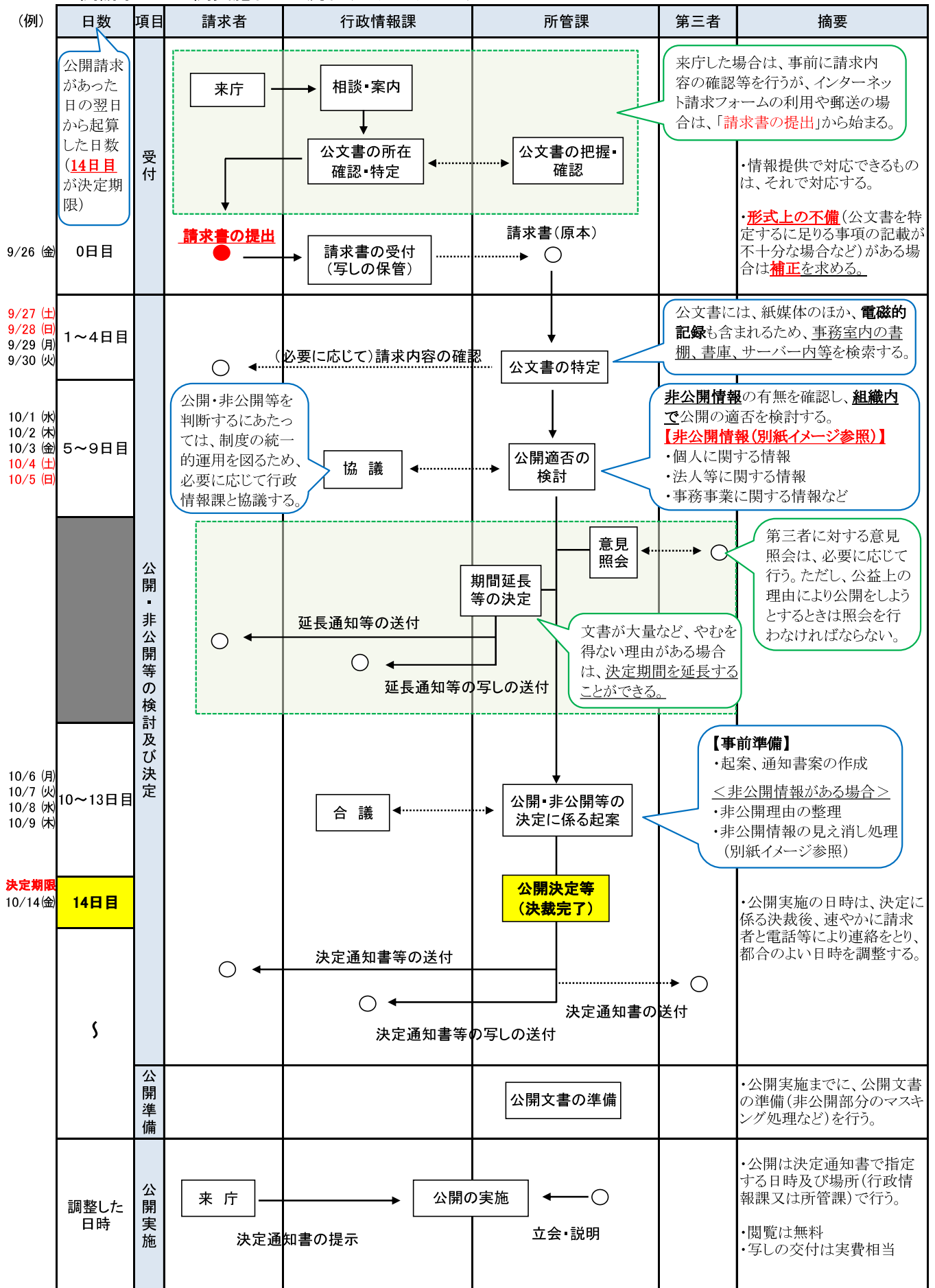


第81回（令和 7 年度第 3 回）札幌市情報公開・個人情報保護審議会
【諮問第153号】追加資料

- 1 公開請求から公開実施までの流れ（モデルケース）・・・P1
 【別紙】対象公文書（イメージ）・・・・・・・・・・P2
- 2 札幌市情報公開条例の一部改正イメージ・・・・・・・・・・P3
- 3 他都市の規定について（附属機関等への任意的な諮問）・・・P15
- 4 他都市の規定について（請求拒否後の附属機関等への報告）・・・P19
- 5 参考裁判例（権利の濫用が認められなかったもの）・・・P21
- 6 インターネットアンケート調査結果
 【説明資料】・・・・・・・・・・P23
 【全17問／単純集計結果】・・・・・・・・・・P28

公開請求から公開実施までの流れ(モデルケース)



【別紙】対象公文書（イメージ）

事故報告書

令和7年 8月 14日

札幌市長 様

特定の個人を識別することができる情報（氏名等）を非公開とします。ただし、法人代表者名について、法人そのものの行為と考えられる場合は公開します。

株式会社 □ □ □ □
代表取締役社長 ● ● ● ●
(報告担当者: ○○)

之代表者印

弊社が受託している令和7年度◇◇保守運營業務において、下記のとおり事故がありましたので、ご報告いたします。

記

1 事故発生日時・場所

令和7年8月13日（水）午前10時25分
札幌市◇区◇条◇丁目◇◇ ◇◇センター駐車場内

法人代表者印の印影は、（公表されている場合等を除き）偽造などにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため非公開とします。

2 事故者（弊社社員）

- (1) 氏名 札幌 太郎 (さっぽろ たろう)
(2) 職等 △△△△係長
(3) 生年月日 昭和△年△月△日 (△歳)
(4) 車両番号 札幌△△△あ△△-△△ (車種 △△△) ※受託業務用車両

3 相手方

- (1) 氏名 北海道 花子 (ほっかいどう はなこ)
(2) 生年月日 昭和◆年◆月◆日 (◆歳)
(3) 電話番号 090-0000-0000
(4) 自宅住所 札幌市◆区◆◆◆丁目◆番◆号◆号室
(5) 車両番号 札幌◆◆◆わ◆◆-◆◆ (車種 ◆◆◆)

個人を識別することができる情報は、氏名や住所だけではなく、氏名等により識別される特定の個人情報の全体（職等、生年月日、年齢など）が該当します。

4 事故種別 (物損)・人身

警部補以下の警察職員の氏名は、公にすると、本人や家族が襲撃等の危害を加えられるおそれがあり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことから非公開とします。

5 事故概要

弊社車両から物品を搬入するために◇◇センター横の搬入スペースに駐車しようとバックした際、後方から進入した相手方車両に気が付かず接触した。弊社社員及び相手方に怪我はないが、相手方車両の助手席側ドアに擦り傷及び凹みがある。

その場で警察に通報し、◎◎警察署◎◎巡査部長ほか1名により事情聴取が行われた。現在、保険会社に対応を確認中。



- 個人に関する情報（条例第7条第1号本文）
- 法人等に関する情報（条例第7条第2号ア）
- 事務・事業に関する情報（条例第7条4号イ）

対象公文書に記録されている情報が、非公開情報に該当するか否か、該当する場合はどの情報に該当するかについて、組織的に確認・判断を行います。

諮問第153号

札幌市情報公開条例の一部改正イメージ

第 1

項目 1 : 条例の目的に反する公開請求（目的違反請求）の禁止

項目 2 : カスタマーハラスメントの一環としての公開請求（カスタマーハラスメント請求）の禁止

第〇条 公開請求は、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- (1) この条例の目的に反する場合
- (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第33条第1項に規定する顧客等言動に該当する場合

〔趣旨及び解釈〕

1 本条は、「この条例の目的に反する公開請求」（第1号）及び「顧客等言動（≡カスタマーハラスメント）に該当する公開請求」（第2号）を公開請求に係る権利の濫用の類型として定め、これらを禁止する規定である。権利の濫用は法の一般原則として当然に許容されないが、どのような場合に権利の濫用に当たるかは、公開請求の態様や公開請求に応じた場合の所管課の業務への支障及び市民一般の不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することとなる。所管課の事務を混乱、停滞させることを目的とする等、公開請求権の本来の目的を著しく逸脱したような公開請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。

2 第1号関係

- (1) 第1号は、第1条で規定する目的に反する公開請求を禁止することを定めたものである。

札幌市情報公開条例

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市政について市民に説明する市の責任が全うされるようにし、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(2) 「条例の目的に反する公開請求」とは、請求者の言動等から概ね次のような態様の公開請求をいう。

- ① 公文書を見る気がないのに行われた公開請求
- ② 所管課の業務を妨害する目的で行われた公開請求
- ③ 所管課とトラブルになり報復のために行われた公開請求

なお、「営利目的」で行われた公開請求については、本市の公文書公開制度は公開された情報の利用目的を問わない制度であることから、単に「営利目的」であるというだけでは、本号の「条例の目的に反する公開請求」には該当しない。

3 第2号関係

(1) 第2号は、顧客等言動に該当する公開請求を禁止することを定めたものである。

(2) 「顧客等言動」とは、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）による改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）第33条第1項（※現時点で未施行）に規定する顧客等言動をいい、いわゆる「カスタマーハラスメント」を意味する。その内容は、札幌市職員カスタマーハラスメント対策基本方針（令和6年9月2日付け総務局長決裁。以下「カスタマーハラスメント基本方針」という。）に示された考え方と同様である。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

（職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第33条 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（次条第五項において「顧客等」という。）の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（以下この項及び次条第一項において「顧客等言動」という。）により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(3) 顧客等言動に該当する公開請求とは、次の2つの要件を満たす場合をいうものである。

① 請求者から市に対して行われた行為が顧客等言動（カスタマーハラスメント）に該当すること。

② 当該顧客等言動（カスタマーハラスメント）と当該公開請求との間に関連があること。

②の要件については、次のような事例が想定される。

【事例1】 カスタマーハラスメントを受けた所管課に対して公開請求が行われ、当該カスタマーハラスメントと当該公開請求との間に関連がある事例

【事例2】 カスタマーハラスメントを受けた所管課とは別の所管課に対して公開請求が行われ、当該カスタマーハラスメントと当該公開請求との間に関連がある事例

【事例3】 カスタマーハラスメントから一定の期間が経過しているが、当該カスタマーハラスメントと当該公開請求との間に関連がある事例

第 2

項目 1 : 条例の目的に反する公開請求（目的違反請求）の拒否

項目 2 : カスタマーハラスメントの一環としての公開請求（カスタマーハラスメント請求）の拒否

第●条 実施機関は、公開請求が第○条の規定（※目的違反請求の禁止・カスタマーハラスメント請求の禁止の規定）に違反すると認める場合には、これを拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

〔趣旨及び解釈〕

1 第 1 項関係

- (1) 第 1 項は、公開請求が第○条の規定（目的違反請求の禁止・カスタマーハラスメント請求の禁止の規定）に違反すると認める場合に、当該公開請求を拒否することができることを定めたものである。
- (2) 「公開請求を拒否する」とは、通常の公開決定等とは異なり、公文書の特定や非公開情報の該当性判断を行わずに公開請求自体を拒否する決定を行うことを指す。
- (3) 本項の規定は、目的違反請求又はカスタマーハラスメント請求であることが公開決定等の前に判明した場合に適用することができる。
- (4) 「第○条の規定に違反する」とは、公開請求が「この条例の目的に反する場合」（第○条第 1 号）又は「顧客等言動に該当する場合」（第○条第 2 号）に該当することをいう。
- (5) 「この条例の目的に反する場合」、すなわち、「第○条（第 1 号）の規定に違反する」と「認める場合」とは、その態様が上記第 1 の 2 (2)①～③に該当すると認める場合をいう。
- (6) 「顧客等言動に該当する場合」、すなわち、「第○条（第 2 号）の規定に違反する」と「認める場合」とは、実施機関がカスタマーハラスメントを行うものに対して、カスタマーハラスメント基本方針に沿って「対応中止」を決定し、そのカスタマーハラスメントと当該公開請求とに関連があり、当該公開請求についても対応を中止する必要があると認める場合をいう。

この趣旨・目的は、実施機関がカスタマーハラスメントを行う者に対して、カスタマーハラスメント基本方針に沿って「対応中止」を決定した際に、その者が行ったカスタマーハラスメント請求についても対応を中止し、その者に対する実施機関のカスタマーハラスメント対策を効果的に実施することである。カスタマーハラスメントについて実施機関がカスタマーハラス

メント基本方針に沿って「警告」等を行うにとどまり、「対応中止」の判断に至らない場合には、当該公開請求についてはこの条を適用しない。

2 第2項関係

第2項は、実施機関が第1項の規定により公開請求を拒否したときは、請求者に対して書面により通知しなければならない義務を定めたものである。

〔運用〕

- 1 公開請求の拒否は、例外的なものであり、厳格に運用しなければならない。
- 2 第1項の規定を適用するか否かを判断するために、次のような請求者の言動等については、日時、その内容等について記録すること。

① 条例の目的に反して公開請求を行っていると考えられるもの

→ 「公文書を見る気はない。所管課に手間をかけさせてやる。」など

② カスタマーハラスメントに該当する行為があったこと（対応中止）及び当該行為に関連して公開請求を行っていると考えられるもの

→ 「（カスタマーハラスメントによる対応中止のため）所管課が対応してくれないから、所管課の職員と面会するために公開請求を行った。」

「公開請求を取り下げる条件として、自分の要求を実現して欲しい。」

など

※ カスタマーハラスメントに該当すると判断した事案のうち、警察への通報を行った事案等については、総務局行政部総務課（コンプライアンス推進担当）まで報告が必要である。

- 3 第1項の規定を適用して公開請求を拒否する場合には、上記の記録等により、どのような事実によって、目的違反請求又はカスタマーハラスメント請求と判断したのか明らかにすること。また、あらかじめ条例所管課である総務局行政部行政情報課と協議した上で、拒否決定に当たっては総務局行政部と合議すること。

- 4 公開請求に係る対象公文書が大量であることのみを理由として、目的違反請求と判断することはできず、第12条第2項又は第13条第1項の規定による公開決定等の期間の延長を行い、必要に応じて、公開請求者に対して請求内容の絞込みを依頼するなどにより対応する。

対象公文書が大量で、所管課が公開決定等に至るまでの処理を行うことにより通常業務に著しい支障を生じさせる場合であって、公開請求者が合理的な理由なく絞込みを拒否する場合には、目的違反請求に該当すると考えられる。

※ 合理的な理由とは、公開請求者が真に大量の文書全部の閲覧等を希望しており、かつ、請求対象公文書の全部の閲覧等を相当期間内に実行することのできる態勢を整えており、所管課をいたずらに疲弊させるものではない場合が想定される（東京高裁平成23年7月20日判自354号9頁、東京高裁平成23年11月30日訟月58巻12号4115頁）。

5 公開請求を拒否するときは、理由を具体的に記載しなければならない。

理由の記載は、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第8条に基づき、適法な決定を行うための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の拒否決定は、瑕疵ある行政処分となるので、理由を明確に具体的に記載するものとする。

公開請求が目的違反請求及びカスタマーハラスメント請求のいずれにも該当する場合には、双方の理由を明確に具体的に提示する必要がある。

第3 利用者の責務に関する規定の整理

上記第1及び第2のとおり、新たに、目的違反請求及びカスタマーハラスメント請求を禁止するに当たり、条例上の「利用者の責務」との関係を次のとおり整理する。

現行	改正イメージ
(利用者の責務) 第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするよう努めるとともに、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。	(利用者の責務) 第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求を行うとともに、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。

第4条（利用者の責務）の規定は、訓示規定であり、この条そのものに違反することに対する具体的な制裁措置があるものではないが、新たに「目的違反請求」及び「カスタマーハラスメント請求」を禁止し、これに違反する公開請求は拒否する制度を導入することを踏まえると、「条例の目的に即した適正な請求をするよう努める」という規定振りのままとしておくことは適當ではなく、改正に合わせて、「適正な請求を行わなければならない」という規定振りに改正する。

第 4

項目 3：目的違反請求又はカスタマーハラスメント請求であることが公開決定の後に明らかになった場合の取扱い

第〇条 実施機関は、公開決定から公文書の公開までの間において、当該公開決定に係る公開請求が第〇条各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該公開決定を取り消すことができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開決定を取り消す場合には、公開請求者に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により公開決定を取り消したときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による処分については、札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

〔趣旨及び解釈〕

1 第 1 項関係

(1) 第 1 項は、第 11 条第 1 項の規定による公開決定の後から第 15 条の規定による公文書の公開をするまでの間において、当該公開決定に係る公開請求が第 〇条第 1 号（目的違反請求の禁止）又は第 2 号（カスタマーハラスメント請求の禁止）の規定に違反するものであることが明らかになったときは、当該公開決定を取り消すことができることを定めたものである。

(2) 「公開決定から公文書の公開までの間において」とは、第 11 条第 1 項の規定により公開決定又は一部公開決定（以下「公開決定」という。）を行った後、当該公開決定に係る公文書の公開を実施するまでの間をいう。

(3) 「第 〇条各号に掲げる場合に該当することが明らかになったとき」とは、次のような事例が想定される。

【事例 1】公開請求者が、条例に反する目的で公開請求を行ったが、請求時点では特にそれを裏付ける言動等がなく、公開決定の後に、公開請求者から「公文書を見る気はない。所管課に手間をかけさせるために請求した。」などの言動があり、目的違反請求であることが判明した事例

【事例 2】所管課にカスタマーハラスメントを行って、カスタマーハラスメント基本方針に沿って「警告」を受けた者が、所管課が保有する文書について公開請求を行い、公開決定の後に、当該行為がエスカレートして、所管課が「対応中止」の決定を行い、カスタマーハラスメント請求への対応が必要であると判断した事例

- (4) 「当該公開決定を取り消す」とは、第11条第1項の規定による公開決定を取り消すことをいう。

公開請求は行政手続条例第2条第5号に規定する「申請」に、公開決定は行政手続条例第2条第5号に規定する「許認可等」に、公開決定の取消しは行政手続条例第2条第6号に規定する「不利益処分」にそれぞれ該当する。

2 第2項・第4項関係

公開決定を取り消す場合は、行政手続条例第13条第1項第1号アに該当することから「聴聞」の手続が必要であるが、第1項の規定により公開決定を取り消す場合には、公開請求者に「弁明の機会」を与えることとし（第2項）、行政手続条例第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定を適用しないこと（第4項）を定めたものである。

【行政手続条例を適用しない理由】

許認可等を取り消す不利益処分は、行政庁が当該不利益処分の名あて人に対し一度与えた権利・地位をはく奪するものであり、一般的に、当該名あて人が当該許認可等を活用して行っている社会的・経済的活動に対しても一定の影響を及ぼすおそれのあるものである。

行政手続条例では、このような不利益の程度が大きい不利益処分の名あて人となるものに対しては、その権利保護の観点から、口頭による意見陳述の機会を保障する「聴聞」という手厚い防御の機会が与えられている。

一方で、本件における公開決定の取消しは、許認可を取り消す不利益処分に該当するものの、公開実施の前にその決定（＝取消）がなされるもので、未だ文書を利用できる状況には至っていない。このため、当該名あて人の社会的・経済的活動に対して影響を及ぼすことは通常想定されず、不利益の程度が重大なものであるとは言い難い。

また、目的違反請求やカスタマーハラスメント請求を行った公開請求者が、対面で行う「聴聞」の場において職員に対して不当な要求、言動等を行い、又はそれらがエスカレートし、「聴聞」の手続そのものがカスタマーハラスメントの手段として利用されるという不合理な結果を招く可能性がある。

このような公開請求者に対してまで口頭による手厚い防御の機会を保障することは、行政手続条例の趣旨目的からして想定するところではなく、「聴聞」に代え、書面審理による「弁明の機会」を付与することが適当である。

3 第3項関係

第3項は、実施機関が第1項の規定により第11条第1項の公開決定を取り消したときは、公開請求者に対して書面で通知しなければならない義務を定めたものである。

札幌市行政手続条例

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

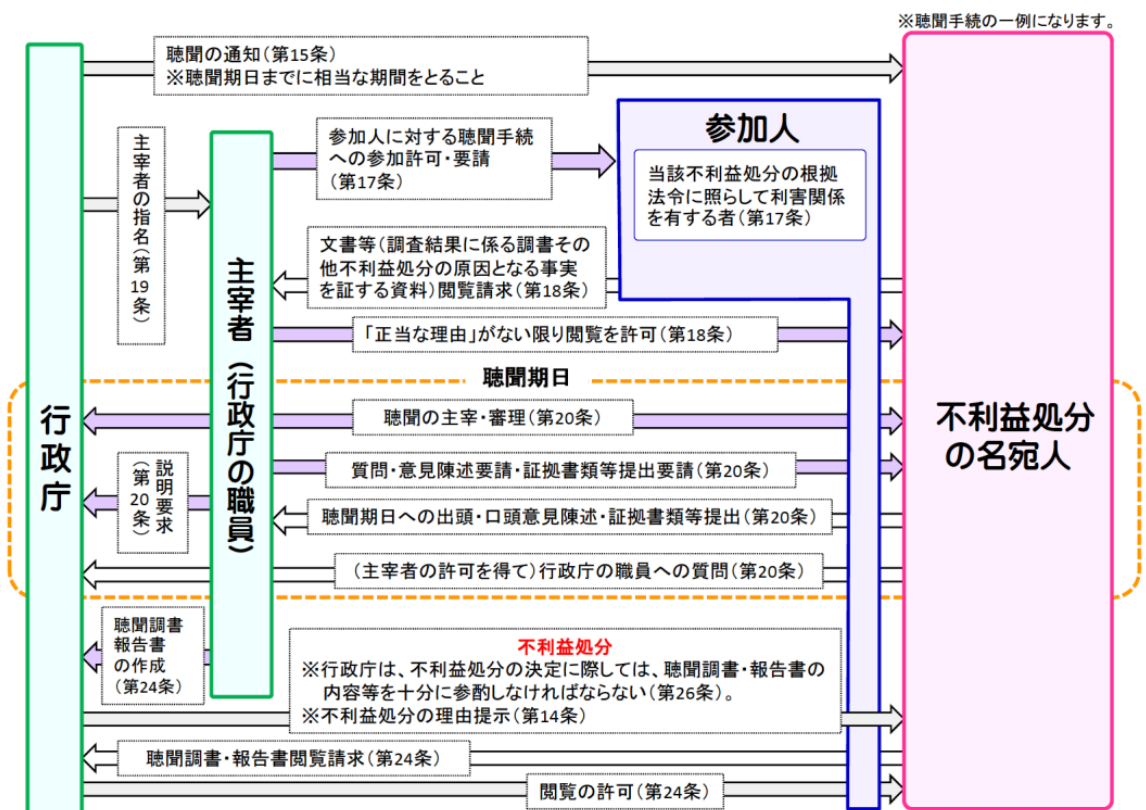
・不利益処分

行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。

ただし、申請により求められた許認可等を拒否する処分（例：公文書公開請求に対する非公開決定処分）等は、不利益処分に該当しない。

・聴聞

原則口頭で実施する。概要は下図のとおり。



※総務省ホームページ (行政手続法の概要)

・ 弁明の機会の付与

原則書面で実施する。概要は下図のとおり。



※行政手続法事務取扱ガイドライン (Ver.1) P61

＜参考＞行政手続条例の適用除外

札幌市行政手続条例第3章の規定を適用除外としている事例はないが、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定を適用除外としている法律が存在する。

・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）

（行政手続法の適用除外）

第29条の2 この章の規定による処分については、行政手続法（中略）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

→ 生活保護制度は、金銭処分とケースワークがセットになっており、不利益処分を行う場合には、ケースワーカーがケースワークの過程において必要に応じて十分に説明を行い、保護者の意見を聴いていることなどから、行政手続法を適用除外としている。

（第128回国会 参議院 内閣委員会 第2号 平成5年11月2日）

第 5

項目 4 : みなし公開（請求者が閲覧等に応じない場合の対応）

第■条 実施機関が公文書の公開をするため、第11条第1項に規定する書面により公開をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、公開請求者が当該公開に応じない場合に、実施機関が再度、当該書面により指定した日から14日以上期間を置いた公開をする日時及び場所を指定し、当該公開に応ずるよう催告をしても、公開請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、公文書の公開をしたものとみなす。

〔趣旨及び解釈〕

1 本条は、実施機関が第11条第1項に規定する書面により公開する日時及び場所を指定したにもかかわらず、公開請求者がこれに応じず、実施機関が公開に応ずるよう催告をしても、公開請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、公開をしたものとみなすことを定めたものである。

2 「正当な理由」とは、天災、交通機関の途絶等のように当事者の責めに帰することができない理由又は病気や交通事故により入院している場合、海外出張中である場合等のように出頭しないことがやむを得ないと認められる理由を指す。

公開請求者が、第11条第1項に規定する書面により指定した日時に公文書の閲覧等を行えない場合は、事前にその旨を所管課に連絡して、日時の変更を行うことは可能であるが、社会通念上妥当と認められる範囲を超えて、日時の変更や延期を繰り返す場合等には、正当な理由なく応じないときに該当する。

3 「公開したものとみなす」とは、実際には公開を受けていないが公開を受けたものとして扱うことを意味し、反証を挙げてこれを覆すことは認められない。本項により「みなす」ことは、処分性を伴わない事実行為である。

4 公開したものとみなした場合であっても、再請求を禁じるものではないが、閲覧を行わずに、同一の公開請求を何度も繰り返すことは、目的違反請求に該当すると考えられる。

他都市の規定について（附属機関等への任意的な諮問）

1 情報公開関係

新十津川町情報公開事務取扱規程（平成12年訓令第1号）【北海道】

（公開若しくは非公開の決定又は存否応答拒否）

第4条 公開若しくは非公開の決定又は存否応答拒否は、次により行うものとする。

- (1) 公開若しくは非公開の決定又は存否応答拒否に関する事務 所管課は、収受した請求書に基づき当該請求に係る公文書の内容の確認及び審査を行い、一定の期間内に公開若しくは非公開の決定又は存否応答拒否（以下「決定等」という。）のいずれかの処分を行う。

ア 一部公開若しくは非公開の決定又は存否応答拒否の理由の検討 公開又は非公開の決定は、条例第6条各号のいずれかに該当するか否かの判断を行うものであり、存否応答拒否は、条例第8条の規定により、公文書そのものが存在しているか否かを答えるだけで非公開情報の規定により個人に関する情報として保護される利益等が害される場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否するものである。この場合において、これらの決定等の中でも特に一部公開若しくは非公開の決定又は存否応答拒否に当たっては、当該処分に対する審査請求がなされ、さらに訴訟の提起も起こり得ることから、特に慎重に検討を行い、処分の理由を明らかにしておくこと。

イ 写しの交付に係る検討事項 写しの交付の請求に対する決定に当たっては、著作権等の侵害の有無について十分検討すること。

ウ 協議 所管課は、決定等に当たっては、総務課及び当該公文書に係る課等と協議すること。

エ 調整委員会の開催 所管課において公開の請求に係る決定等の判断が困難なとき又は所管課から協議を受けた総務課が決定等を慎重に行う必要があると判断したときは、当該案件について、別に定める調整委員会に諮問することができる。
この場合において、所管課は、総務課に調整委員会の開催を要請し、開催が決定されたときは、次の資料を調整委員会に提出すること。

- (ア) 公開の請求のあった公文書又はその写し
- (イ) 決定等の判断が難しいと思われる事項
- (ウ) 公開しないものとする場合に該当すると思われる条文及びその理由
- (エ) その他調整委員会が必要と認める資料

(2)～(6) 略

＜新十津川町情報公開調整委員会について＞

●所掌事務：次に掲げる事項を協議し、又は調整する。

- ①公文書の公開の統一的判断に関すること。
- ②公文書の公開の可否の判定に関すること。
- ③情報公開制度の運用及び改善に関すること。

●組織：委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

①総務課長、②住民課長、③保健福祉課長、④建設課長、⑤産業振興課長、⑥教育委員会事務局長、⑦農業委員会事務局長、⑧議会事務局長

2 その他

恩納村環境保全条例（平成3年条例第1号）【沖縄県】

（土地利用規制）

第9条 恩納村において、開発及び建築を行おうとする者は、規則で定める「土地利用規制のための基準」に添って村長の承認を得なければならない。

2 恩納村地域開発指導要綱（昭和50年恩納村訓令第1号）に該当しない開発行為、開発行為を伴わない建築行為についても村長の承認を得なければならない。

（承認）

第11条 村長は、第9条の承認又は不承認の処分をしようとするときは、必要に応じ土地開発審議会に諮問することができる。

2 村長は、安全で良好な地域環境の確保のため必要な条件を付することができる。

本庄市環境保全条例（平成18年条例第144号）【埼玉県】

（悪臭に関する規制）

第5条 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生する施設（以下「特定施設」という。）を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定める図面その他の書類を市長に届け出るものとする。

2～6（略）

7 市長は、第1項に規定する書類の提出があったときは、本庄市環境審議会（本庄市環境基本条例（平成18年本庄市条例第143号）第23条に規定する本庄市環境審議会をいう。以下「審議会」という。）に諮問することができる。

8 市長は、第1項に規定する書類の内容について審査し、前項の諮問を行った際は、審議会での答申に基づく意見を付して、その結果を事業主等に通知するものとする。

9 事業主等は、前項の意見を尊重するよう努めなければならない。

橿原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（令和4年条例第5号）【奈良県】

（審査会の任務）

第8条 審査会は、第10条の規定により任命権者から諮問があった場合において、当該諮問に係る事案の内容が不当要求行為等に該当すると思料するときは、直ちに必要な調査、審査等を行うものとする。

2 審査会は、前項の規定による必要な調査、審査等の結果を任命権者に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の規定により報告を行う場合には、第12条第1項の必要な措置又は同条第2項の規定による公表について、意見を述べることができる。

4 審査会は、前3項に定めるもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

（1）不当要求行為等の防止に関し、調査、研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること。

(2) その他市長が必要と認める事項（不当要求行為等への対応）

第9条 職員は、不当要求行為等に該当する又は発展するおそれがあると認められる行為（以下「不当要望等」という。）があったときは、直ちに管理監督者に報告しなければならない。

2 管理監督者は、前項の報告を受けた場合、不当要望等に対し組織的に対応し、公正な職務の執行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（審査会への諮問）

第10条 任命権者は、不当要望等に関し、必要と認めるときは審査会に諮問することができる。

（審査会の報告、意見の尊重）

第11条 任命権者は、審査会からの第8条第2項の規定による報告並びに同条第3項及び第4項第1号の意見を尊重しなければならない。

（不当要求行為等に対する措置）

第12条 任命権者は、不当要求行為等を行った者に対して警告、捜査機関への告発その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、任命権者が必要と認めるときは、当該不当要求行為等を行った者の氏名、不当要求行為等の内容、講じた措置の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 任命権者は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等を行った者に、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、審査会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

鶴岡市障害を理由とする差別解消の推進に関する条例（令和2年条例第11号） 【山形県】

（助言又はあっせんの求め）

第11条 障害者は、障害を理由とする差別を受けたときは、市長に申し出て、当該障害を理由とする差別に該当する事案（以下「差別事案」という。）を解決するため、市長が障害者、障害者の保護者等又は障害を理由とする差別をしたとされる者（以下「当事者等」という。）に必要な助言をすること又は当事者等の間に立ち、差別事案の解決に資するあっせん案の提示を行うことを求めることができる。

2 障害者の保護者等は、前項の規定による申出をすることができる。ただし、当該申出が当該障害者の意思に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 略

（調査）

第12条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申出があったときは、当該申出に係る事実について調査を行わなければならない。

（助言又はあっせん）

第13条 市長は、前条の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、当事者等に対し、必要な助言をし、又は当事者等の間に立ち、差別事案の解決に資するあっせん案の提示を行うことができる。

2 市長は、前項のあっせん案を作成しようとするときは、当事者等の意見の聴取を行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による助言若しくはあっせん案の提示を行うかどうかの判断に資するため又は前項の助言若しくはあっせん案の内容について意見を求めるため、次条に規定する鶴岡市障害者差別解消調整委員会に諮問することができる。

4 当事者等は、第1項のあっせん案を受諾したときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(調整委員会の設置)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による市長の附属機関として鶴岡市障害者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

他都市の規定について（請求拒否後の附属機関等への報告）

1 条例に規定されているもの

西宮市情報公開条例（昭和62年条例第22号）【兵庫県】

（公開請求の手続等）

第10条 公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下単に「請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- （1）公開請求をしようとする者の氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- （2）公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- （3）その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、請求書に記載された前項第2号に掲げる事項によつては、公文書を特定することができないと認めるときは、請求者に対し、これが容易にできるよう、相当の期間を定めて補正を求めることができる。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該公文書の公開を実施することにより、当該実施機関の所掌事務の遂行に著しい支障が生ずると認めるときは、請求者に対し、公開請求を合理的な時期に分けて行うことその他の方法による請求を行うよう求めることができる。

（濫用請求等への対応）

第10条の2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、当該公開請求を拒否することができる。

- （1）公開請求が権利の濫用に該当するとき。
- （2）前条第2項の規定による補正の求めに対し、請求者が同項の期間内にこれに応じなかったとき。
- （3）前条第3項の規定による求めに対し、請求者が合理的な理由なくこれに応じない場合であつて、当該公開請求の目的が不当であると認められるとき。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

那覇市情報公開条例（平成26年条例第26号）【沖縄県】

（権利の濫用）

第11条 実施機関は、この条例本来の目的を逸脱し、社会通念上適正な権利行使と認めることができない公開請求があつたときは、権利の濫用として、当該公開請求を拒否することができる。

2 前項の規定は、公開請求者の言動、公開請求の内容、方法等から、次の各号のいずれかに該当することが明らかに認められるときにおいてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

- （1）当該公開請求の目的が公文書の公開以外にあること。
- （2）公開請求者が当該公文書の公開を受ける意思のないこと。

3 実施機関は、第1項の規定により公開請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。

2 運用として報告することとしているもの

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年条例第1号）

（開示請求権）【再掲】

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

【条例の解釈・運用の手引（条例第5条第3項関係の運用）】

- (1) 権利の濫用に当たると認める場合であっても、まずは請求者に対して業務遂行上の支障を説明し、理解、協力を求めるものとし、その上でなお、請求者から理解、協力が得られない場合は、本項を適用することとする。
- (2) 本項により開示請求を拒否するときは、条例第10条第2項の開示しない旨の決定をする。理由の付記については、不開示とする根拠規定を条例第5条第3項該当とし、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせている状況とともに、どのような事実によって開示請求者の害意が認められたのかを記載する。
- (3) 本項の適用は、例外的なものであり、厳格に運用しなければならない。なお、実施機関が権利濫用に該当するとして不開示決定をする場合には、あらかじめ市民情報課と協議した上で、事務決裁規程その他に定める権限を有する者の決裁又は専決を受け、市民情報室に合議するとともに、遅滞なく、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に報告するものとする。
- (4) 本項の処分は、開示決定等（条例第10条）に該当し、処分に対する審査請求の対象となる。

参考裁判例（権利の濫用が認められなかったもの）

	判決日	請求内容	文書量等	請求目的	判決要旨
1	東京地裁 H15. 10. 31	①新規検査、中古新規検査、構造変更検査等を東京陸運支局練馬検査登録事務所および東京陸運支局八王子検査登録事務所で、行われ、車体の形状が『教習車』で登録された時の車両に関する申請書類の一切（すべて）の平成7～14年度申請分すべて	①112万5220件分、総枚数にして782万枚の文書から手作業で検索する必要がある。 ②不存在	開示請求によって得た文書のうちに自己に有利な文書があれば、既に係属していた別訴において証拠資料として利用するため	【解釈】 法10条1項は、開示決定等の期限等として、開示決定等は、原則として、開示請求があった日から30日以内にしなければならない旨を定め、同条2項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を延長することができる旨を規定した上、法11条は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る行政文書のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる旨を規定する。そして、法が、著しく大量の文書の開示請求であっても、そのことのみを理由として非開示とする旨の規定を置いていないこと、むしろ、このような場合であっても、通常業務と並行的に順次開示手続を進行させていくための規定を置いていることにかんがみれば、法は、大量の文書の開示請求があった場合や開示請求の内容からしてその対象文書の検索に相当な手数を要する場合であっても、当該行政機関に労を尽くしてこれに応じることを求める趣旨と解するのが相当である。また、法37条1項が「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と定めていることからすると、文書の開示に相当な時間を要するとしても、その原因が当該機関の文書管理が適切でないことにあるときには、開示請求が権利の濫用とならないことは勿論のこと、開示決定期限の延長を求める理由にもならないこともあり得ると考えられる。 そうすると、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、そのことのみを理由として、開示請求を拒むことは原則としてできないのであって、開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合又は対象文書の検索に相当な手数を要する場合に、これを権利濫用として不開示とすることができるのは、 請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いていて、その分類、保存、管理に問題がないにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせる場合 であって、 開示請求者が、専らそのような支障を生じさせることを目的として開示請求をするときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、あえて迂遠な請求を行うことにより、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定されるもの といわざるを得ない。 このように解すると、開示請求を受けた行政機関には、大量又はその検索に相当の手数を要する文書を対象とする開示請求を原則として拒否することができないことになり、行政機関には、相当の物理的負担が生じる場合のことが容易に予想されるし、行政機関によっては、現状の担当者のみでは当該請求に迅速に応じることができず、人員を補充する等の手当が必要となることも考えられ、当該行政機関には、時間的負担のみならず、経済的な負担が生じることも考えられるところである。 しかしながら、開示請求文書の検索が著しく困難であって、そのために開示決定までに通常よりも著しく長期間が必要となることが予想される場合には、当該行政機関から、開示請求者に対し、その旨を伝えた上で、開示請求の範囲を減縮することを求めたり、一部分ずつ開示するほかないというのが法の趣旨であると考えられる。また、開示対象文書をより容易にするような当該文書に関する情報の提供等の協力が得られる場合もあると考えられるし（本件でも、被告局長は、前記「補正通知書」において、「文書の特定をするため」としているものの、開示請求文書の内容や、自動車登録番号、年月日等、文書の検索を容易にする情報の提供を求めており、原告も、「補正書」の中で可能な限りで補正に応じていることが認められる。）、それらによってもなお開示決定までに著しく長期間を要する場合には、法11条の定めに従って対応するしかないというのが法の趣旨であると考えられる。また、開示対象文書が当初から多数のそれぞれ独立した文書である場合はもとより、請求当初には文書の数が明確でなかったものの、検索の結果、多数の行政文書が開示請求の対象であったことが判明した場合においても、開示請求に係る手数料は行政文書の個数に応じた額となるのであって、この限度において行政機関の経済的負担についても法は考慮しているのであって、それ以上にこの点を考慮することは、法16条2項が、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額となるよう配慮しなければならない旨を規定していることからして許されないのであって、開示手続に多大の費用を要することのみを理由に開示請求を権利の濫用とみることが法の趣旨に反するものというほかない。 【本件への当てはめ】 被告の文書管理が不適正であり、コンピュータを用いた情報管理のあり方に問題があったこと、被告が原告に絞り込みや順次開示する等の打診をしていないこと、原告の請求目的からはある程度包括的な請求にならざるを得ないこと、公文書の検索が完了した場合には開示か否か及びその範囲の決定にさほどの困難を伴うとは考えられないことが認められる。このほかに、本件開示請求が被告の業務に著しい支障を来すことを意図されたものである等、原告が本件開示請求を濫用したと認めるに足りる事情は認められないとして、「本件開示請求を、開示請求権の濫用と評価することはできないものというべきである。」と判示した。
		②上記①の東京陸運支局八王子検査登録事務所分は、『教習車』に登録するために、教習用や試験用などに『専ら使用』することを確認する書類『都道府県警察本部から交付された、指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し』が含まれていないものの登録された時の車両に関する申請書類の一切（すべて）の平成7～14年度申請分すべて			

	判決日	請求内容	文書量等	請求目的	判決要旨
2	佐賀地裁 H19. 10. 5	①原則 平成１８年４月１日から平成１８年６月３０日までに届出のあった、住居表示に関する条例に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） 建物の所在を特定する地図（位置配置図）がない場合は、当該建物の住居表示台帳 ②代替請求案１ 住居表示新設受付簿と当該建物の住居表示台帳 ③代替請求案２ 住居表示台帳に新設建物を記載した日付がある場合は、当該住居表示台帳のみ	—	営利目的	【解釈・本件への当てはめ】 本件のような情報公開請求が直接的には本件条例の目的（１条参照）に合致したものでないことは明らかであるが、他方、本件条例には、情報開示請求によって取得された情報の使用、ひいては、その前提となる情報開示の請求の目的を制限する規定は設けられておらず、本件条例５条は、市民だけではなく、すべての人に公開請求権を与え、本件条例１４条が、公文書の写しの交付を受けようとするものに対する費用負担について定め、この限度において実施機関の経済的負担について考慮していることからすれば、本件条例は、情報公開請求が営利目的でされることのみを理由に公開請求を行うことを禁止しているとは到底認め難く、したがって、その目的が営利目的であることだけを理由に当該情報公開請求が権利の濫用に当たるとすることはできない。 そして、本件全証拠によっても、本件公開請求が、公開された文書を不当・違法に使用する意図を有しているとか、被告の業務に著しい支障を来すことを意図されたものである等、原告が情報公開請求権を濫用したと認めるに足る特段の事情は認められない。 したがって、本件公開請求を公開請求権の濫用と評価することはできないというべきである。
3	東京高裁 H22. 11. 11	B学級に関する文書 ※６回にわたり、渋谷区教育委員会に請求	—	住民訴訟で争点となっている財務会計行為に係る情報の収集のため	【解釈・本件への当てはめ】 本件条例４条は、「この条例の規定により公文書の公開を請求しようとする者（以下「公開請求者」という。）は、公文書の公開を請求する権利を濫用することなく、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定する（略）。そして、被控訴人は、控訴人は、本件各公開請求は、いずれも別件住民訴訟の遂行のために行っているのであり、訴訟が係属している以上、当該住民訴訟で争点となっている財務会計行為に係る情報を求めることはもはや本件条例の目的のらち外にあり、控訴人の本件各請求は公開請求権を濫用するものであり許されない旨主張する。 しかしながら、本件条例に基づく区民からの公文書の公開請求において、公開請求者の特定及び公開請求の対象となる公文書の特定を手続要件とし（本件条例８条）、前記のとおり請求理由を手続要件とはしていないのである。このように請求理由を手続要件としていないのは、区民の知る権利を保障するとともに、区が区政に関し区民に説明する責務を全うするという本件条例の目的（本件条例１条）に照らせば、区民からの公文書公開の請求につき、その請求理由を問わずに広く公開するという趣旨によるものであると解するのが相当である。そして、控訴人の請求理由が別件住民訴訟における情報を収集する目的の下にするものであったとしても、住民訴訟は、住民の地方公共団体の財務会計上の行為についての違法支出等を防止するために法律で認められた参政権の一種であり、その原告は、住民全体の利益のために公益を代表して訴訟活動を行うものであること（最高裁昭和51年（行ツ）第120号同53年３月30日第一小法廷判決・民集32巻２号485頁参照）からすれば、控訴人が上記の目的の下に本件各公開請求を行ったとしても、これをもって、同請求権の行使が権利の濫用に当たるとすることはできない。

インターネットアンケート調査結果【説明資料】

1 調査の概要

- (1) 調査期間 令和7年9月18日（木）～同月20日（日）
- (2) 調査方法 インターネット調査（調査会社に委託）
- (3) 設問数等 全17問（公文書公開請求や情報提供制度に関するもの）
- (4) 調査対象 15歳以上の札幌市民500人

【内訳】

年代	～29歳	30代	40代	50代	60代	70歳～	合計
男	25	50	50	50	50	25	250
女	25	50	50	50	50	25	250
合計	50	100	100	100	100	50	500

【アンケート画面】

情報公開制度について

締切

所定の回答数が集まった時点でアンケートは終了します。あらかじめご了承ください。

注意事項

- ※回答はお1人様1回迄です。
- ※必ず【アンケート完了】ボタンを押して回答を完了してください。
- ※JavaScriptを有効にしてください。

推奨ブラウザ

Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari

アンケート内の情報について

アンケート内容については、いかなる情報も複製、販売、出版、公開などにより他者へ漏洩することを禁じます。
ご承諾いただける場合のみ回答にお進みください。

アンケートデータの取り扱いについて

アンケートデータの取り扱いについて当アンケートでご回答いただいた内容は、法規制や当社のプライバシーポリシーに従い、個人名やユーザー名を除いた上で集計データ及びテキストデータとしてアンケート依頼主に開示・提供いたします。

アンケートに回答する

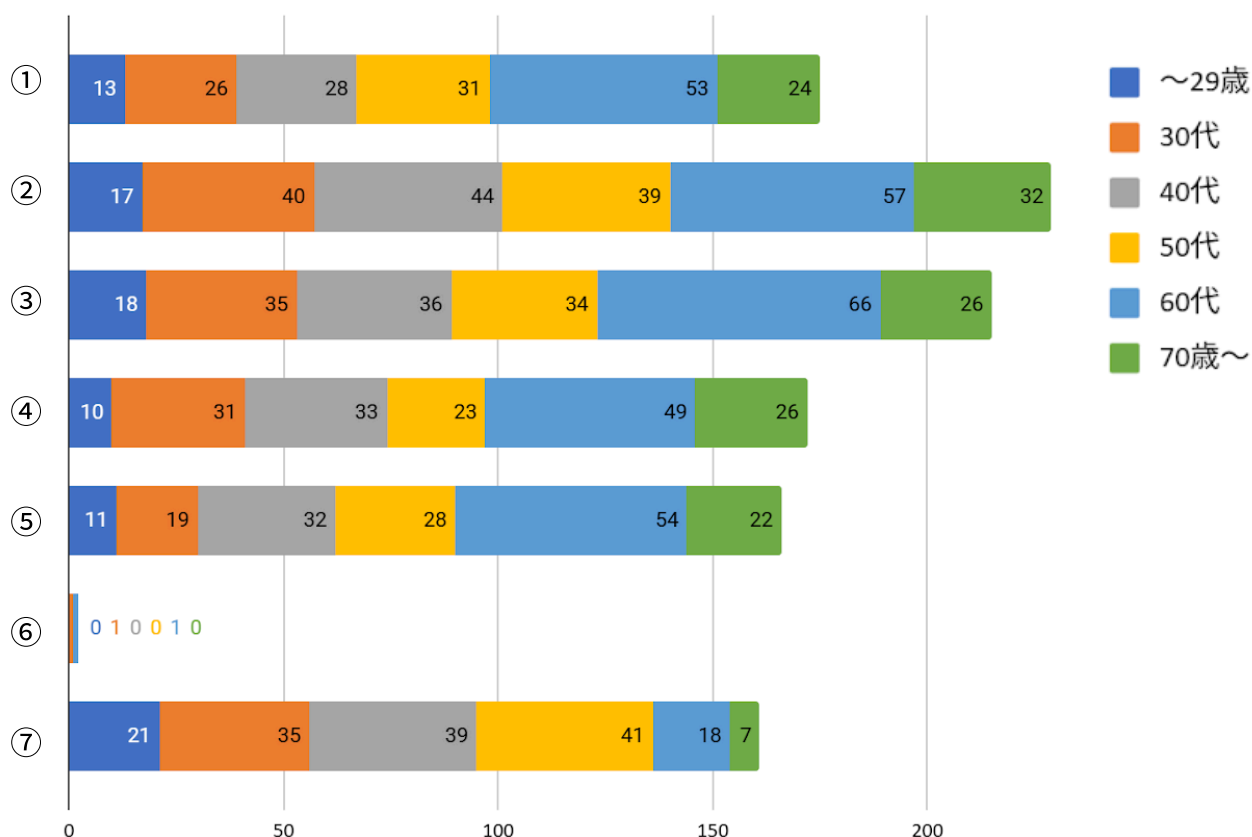
2 調査結果 (Q9～Q11)

(1) 不適正な態様と考えられる公開請求について (Q9)

Q9	『公文書公開請求』を受けた場合は、(1) 請求のあった公文書を探して特定し、(2) 非公開情報が含まれていないか、その内容を全て確認し、(3) 非公開情報が含まれていれば、その部分を黒塗りし、(4) 閲覧・交付用の公文書の写しを作成するといった過程を経て公開することになり、札幌市の職員はこうした作業を公費で行っていますが、制度の本来の趣旨にそぐわないと考えられるような請求が行われることもあります。このことについて、あなたが問題だと感じる項目をお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
①	公文書を全く見る気がないのに行われた公開請求の対応	175	35.0
②	市の業務妨害を目的とした公開請求の対応	229	45.8
③	市の職員に対する報復を目的とした公開請求の対応	215	43.0
④	同じ部署に対して、繰り返し行われる同じ内容の公開請求の対応	172	34.4
⑤	一人で著しく大量の文書の公開を求める請求の対応	166	33.2
⑥	その他	2	0.4
⑦	いずれも問題とは思わない	161	32.2
	全体	500	100

※「⑥その他」：いたずら目的、よく分からない

【年代別集計】

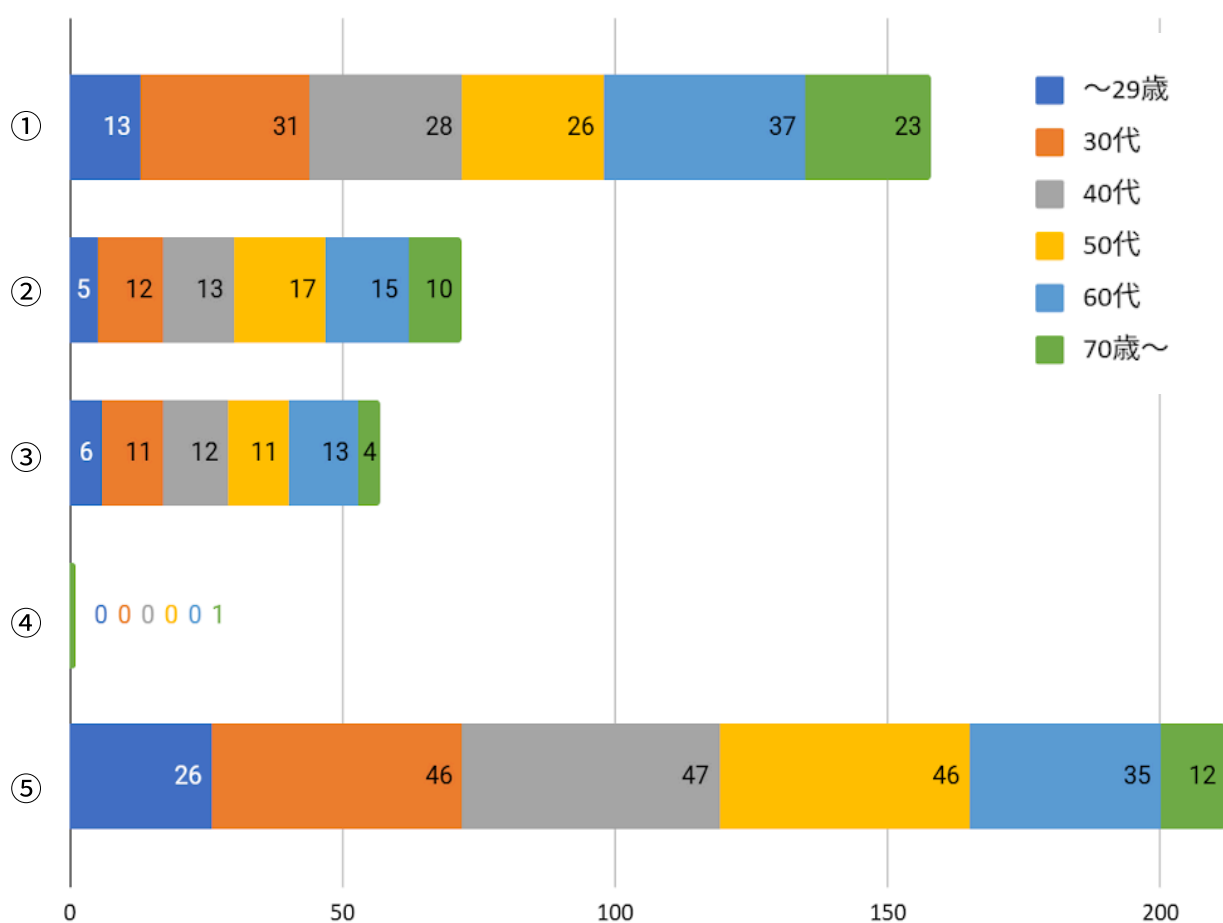


(2) 不適正な態様の公開請求に対する対応について (Q10)

Q10	問9に該当するような公開請求のケースは、直近3年度で全体の処理件数の約2割、全体処理時間の約4割を占めています。公開請求の対応について、あなたの考えに近いものを選択してください。		
		回答数(n)	割合(%)
①	不適正な公開請求の条件を明確に定めるなど、請求拒否できる仕組みを設けるべき	158	31.6
②	請求1件ごとに手数料を徴収するなど有料化すべき	72	14.4
③	市民の権利であるから、どのような請求であっても対応すべき	57	11.4
④	その他	1	0.2
⑤	特に意見はない・わからない	212	42.4
	全体	500	100

※「④その他」：個人を特定できるのを除き、必要性を文書で問い合わせ、必要であれば可能な限り対応した方がよい。

【年代別集計】



(3) 公開請求制度の今後の取組について (Q11) 【自由記載／分類】

Q11	『公文書公開請求』の制度について、札幌市として今後どのように取り組んでいくべきか、あなたの自由な意見を聞かせてください。
-----	--

① 不適正な態様の公開請求への対応に関する意見

- ア 明らかに嫌がらせと思われるような請求を拒否できる制度作りを望む。
- イ 適切な公文書公開請求には積極的に対応し、市政の透明性を高めるべきだと思う。しかし、不適切や過度な公文書公開請求には、罰則や法令を整備し、適切に対応すべきだと思う。
- ウ 悪用に対する罰則規定等を設ける。
- エ 特段の目的を持たずに請求する市民も多く、通常の事務作業の妨げになることも想定されることから、国や北海道等との情報交換を密に、毅然とした態度で対応することが必要と思う。
- オ 必要な権利かもしれないが、理不尽な対応には対処できるなにかを設けた方がいいと感じている。
- カ 個人の権利の主張の度合いによるが、何でも公開請求を受けるのは如何なものかと思う。
- キ 異常な権限行使に対しては条例で決めるべき。
- ク 適切な公文書公開請求のあり方を広報誌などでPRしてほしい。
- ケ 市の職員の不要な負担は無くしたほうが良い。

② 情報公開と透明性の向上を求める意見

- ア 不正などの抑止力のため情報公開はしていくべき。
- イ 公平・公正に万人に対し真摯な姿勢での情報公開を実施すべき。
- ウ 請求があった場合、速やかに開示すべき。
- エ 市民に必要な情報は速やかに公開する。個人情報以外の情報は黒塗りのない情報公開が必要。
- オ プライバシーに関する考慮はあったとしても、黒塗りの公開は公開していることにならないと思う。
- カ 何故、請求されたのかを特段に考慮して、親身になった開示をしてほしい。黒塗りつぶしの開示は言語道断。
- キ 公開された文章がのり弁だと意味がないのでは。公開の範囲が明確になっていれば良いのでは。
- ク 黒塗りの部分についてはなぜ非公開となるかの正当性を明確にする。
- ケ 可能な限り情報は公開すべき。
- コ 正当な理由がある場合は、公開請求に応じるべき。
- サ 公文書は、原則、公開。公開しない文書は、厳格な条件をつけて非公開とすべき。
- シ 元々、法律で決まっているならプライバシーに関わるもの以外は公開すべきであるし、それに公費が使われているなら尚更だ。

③ 制度の周知や簡素化・デジタル化に関する意見

- ア 請求制度自体の存在をアピールすべき。
- イ 周知が必要
- ウ もっと分かりやすくしてほしい。
- エ 明確なガイドラインを分かりやすく示す。
- オ 市民の立場に立った「丁寧な説明」
- カ より簡潔に請求できるシステムを構築してほしい。
- キ 難しいのだろうけど デジタル化した方が良いかもしれない。

④ 費用徴収に関する意見

- ア 手数料を徴収するなどした方が良いと思う。
- イ 本当に必要としている情報であれば有料でも利用するはずなので、有料化するべきだと思う。
- ウ 手間暇、紙代プリント代等掛かっているので有料にすべき。ただ、公開請求したものに黒塗りは禁止にしてほしい。意味が無い。

インターネットアンケート調査結果【全17問／単純集計結果】

Q1	あなたは、市政のどのような情報に関心がありますか。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	地域のまちづくり活動	94	18.8
2	ボランティア	33	6.6
3	文化・芸術	72	14.4
4	高齢者福祉	119	23.8
5	障がい者福祉	59	11.8
6	子ども・子育て	75	15.0
7	教育	40	8.0
8	ごみ	126	25.2
9	環境・エネルギー	115	23.0
10	健康・食	149	29.8
11	スポーツ	62	12.4
12	防災	153	30.6
13	公共施設	124	24.8
14	その他	7	1.4
15	特にない	165	33.0
	全体	500	100.0

※「14 その他」：除雪、税金の収支報告、除排雪、市議、外国人問題、新幹線工事

Q2	あなたは、市政情報についてどのような方法で情報収集を行っていますか。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	インターネット（札幌市HPなど）	193	38.6
2	SNS	41	8.2
3	パンフレット・チラシ	125	25.0
4	新聞	92	18.4
5	テレビ	138	27.6
6	ラジオ	37	7.4
7	回覧板	73	14.6
8	家族や友人、知人	56	11.2
9	公文書公開請求	6	1.2
10	その他	15	3.0
11	特に情報を得ていない	169	33.8
	全体	500	100

※「10 その他」：広報誌（広報さっぽろ）、Youtube

Q3	市が保有する公文書の公開を求める「公文書公開請求」という制度をご存じですか。		
		回答数(n)	割合(%)
1	知っている	163	32.6
2	知らない	337	67.4
	全体	500	100

Q4	(Q3で「知っている」を選択した方) あなたは、公文書公開請求をしたことがありますか。		
		回答数(n)	割合(%)
1	ある	17	10.4
2	ない	146	89.6
	全体	163	100

Q5	(Q4で「ある」を選択した方) あなたは公文書公開請求をどのような方法で行いましたか。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	市役所・区役所に来庁	14	82.4
2	郵送	7	41.2
3	ファクシミリ	6	35.3
4	インターネット請求フォーム	1	5.9
	全体	17	100

Q6	(Q4で「ある」を選択した方) あなたはどのような分野について公文書公開請求を行いましたか。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	地域のまちづくり活動	12	70.6
2	ボランティア	8	47.1
3	文化・芸術	6	35.3
4	高齢者福祉	5	29.4
5	障がい者福祉	6	35.3
6	子ども・子育て	1	5.9
7	教育	5	29.4
8	ごみ	2	11.8
9	環境・エネルギー	1	5.9
10	健康・食	3	17.7
11	スポーツ	2	11.8
12	防災	2	11.8
13	公共施設	0	0.0
14	その他	0	0.0
	全体	17	100

(Q4で「ない」を選択した方)			
Q7	あなたが公文書公開請求を行ったことがない理由は何ですか。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	特に知りたい情報がないから	99	67.8
2	やり方が分からないから	29	19.9
3	他の方法で情報収集できているから	28	19.2
4	その他	4	2.7
	全体	146	100

※「4 その他」：必要性を感じない、面倒、公開しないから

Q8	『公文書公開請求』の制度は、原則として請求依頼のあった公文書を公開することになっていますが、以下の(1)～(5)に該当する情報は、公文書の一部または全体を非公開としています。 公文書公開請求があった場合は公開すべきと考える項目があれば教えてください。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	個人に関する情報(※1)	71	14.2
2	法人等に関する情報(※2)	151	30.2
3	審議・検討等に関する情報(※3)	184	36.8
4	事務・事業に関する情報(※4)	157	31.4
5	法令秘情報(※5)	97	19.4
6	いずれも公開すべき	174	34.8
	全体	500	100

※1 個人の氏名などのプライバシー情報

※2 法人等の営業上のノウハウ情報など

※3 未成熟な情報の公開により、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれなどがある情報

※4 国の安全が害されるおそれや、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれなど、公にすると市等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

※5 法令の規定などにより、公にすることができないと認められる情報

Q9	『公文書公開請求』（※1）を受けた場合は、（1）請求のあった公文書を探して特定し、（2）非公開情報が含まれていないか、その内容を全て確認し、（3）非公開情報が含まれていれば、その部分を黒塗りし、（4）閲覧・交付用の公文書の写しを作成するといった過程を経て公開することになり、札幌市の職員はこうした作業を公費で行っていますが、制度の本来の趣旨にそぐわないと考えられるような請求が行われることもあります。このことについて、あなたが問題だと感じる項目をお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	公文書を全く見る気がないのに行われた公開請求の対応	175	35.0
2	市の業務妨害を目的とした公開請求の対応	229	45.8
3	市の職員に対する報復を目的とした公開請求の対応	215	43.0
4	同じ部署に対して、繰り返し行われる同じ内容の公開請求の対応	172	34.4
5	一人で著しく大量の文書の公開を求める請求の対応	166	33.2
6	その他	2	0.4
7	いずれも問題とは思わない	161	32.2
	全体	500	100

※1 公開請求は原則、誰でも何度でも請求でき、公文書のコピー代（白黒1枚10円など）以外は費用はかからない。

※「6 その他」：いたずら目的、よく分からない

Q10	問9に該当するような公開請求のケースは、直近3年度で全体の処理件数の約2割、全体処理時間の約4割を占めています。公開請求の対応について、あなたの考えに近いものを選択してください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	不適正な公開請求の条件を明確に定めるなど、請求拒否できる仕組みを設けるべき	158	31.6
2	請求1件ごとに手数料を徴収するなど有料化するべき	72	14.4
3	市民の権利であるから、どのような請求であっても対応すべき	57	11.4
4	その他	1	0.2
5	特に意見はない・わからない	212	42.4
	全体	500	100

※「4 その他」：個人を特定できるのを除き、必要性を文書で問い合わせ、必要であれば可能な限り対応した方がよい。

Q11	『公文書公開請求』の制度について、札幌市として今後どのように取り組んでいくべきか、あなたの自由な意見を聞かせてください。【自由記載】		
		回答数(n)	割合(%)
1	記入欄	366	100.0
	全体	366	100

【回答内容（重複や設問に関連のない記載を除く。）】

- ・ 必要なものは公開する
- ・ セキュリティーを重視して欲しいです
- ・ 時代の流れに遅れないようにする
- ・ 個人情報伏せて欲しい
- ・ 明確なガイドラインを分かりやすく示す
- ・ 請求があったら、公開すべき
- ・ 適切な公開方法を検討すべき
- ・ 市民の立場に立った「丁寧な説明」
- ・ 請求されたことは速やかに公開できる
- ・ 知りたい情報は公開すべきなのは
- ・ 個人のを開示されるのは困る
- ・ 知りたい情報は公開すべきなのは
- ・ クリーンであるべき、過程の透明性
- ・ 公開する理由をはっきりすべき
- ・ 公開請求訴訟に耐えられる法令の確立
- ・ 不用意に閲覧できないようにする
- ・ いたずらやクレーム対応を強化する
- ・ 個人的なもの以外、料金払えば公開OK
- ・ 時代に沿った柔軟性が求められる
- ・ 公正に行われる様に精査が必要とされる
- ・ 正しい制度をもっと考えるべきだと思う
- ・ 請求制度自体の存在をアピールすべき
- ・ 手続きをシンプルに分かりやすく
- ・ 慎重かつ公平に行っていただきたい。
- ・ 不透明な部分を改善し取り組んでほしい
- ・ 請求があった場合、速やかに開示すべき
- ・ ネットで公開すれば手間はかかりません
- ・ 公正な公開ができるようにして欲しい
- ・ できるだけ公開
- ・ もっと、わかりやすくしてほしい。
- ・ 札幌市の役人に期待する事はない
- ・ なぜ請求するのかは確認絶対
- ・ 厳格にしてほしい
- ・ できる限り公開のほう
- ・ AIを活用
- ・ 正しく対応してほしい
- ・ 透明性
- ・ 悪意には毅然として対応してほしい
- ・ 今のまま続けてください
- ・ 個人のを開示されるのは困る
- ・ 公正に
- ・ 誠実に対応
- ・ 真摯に対応して
- ・ 黒塗り部分の排除
- ・ わからない効果が
- ・ 公平性のある開かれた運用
- ・ とてもいいと思う
- ・ プライバシーに配慮
- ・ もっとオープンに
- ・ 制度の周知徹底
- ・ 難しい問題
- ・ 最低減の開示情報にする
- ・ 不正に厳しく
- ・ 期待出来ないから無い
- ・ 知る権利を守るべき
- ・ 全てオープンで

- ・日本人以外に利用させない
- ・有料にすれば、改善しそう
- ・有料化と請求者の特定
- ・他国の例を参考にすべき。
- ・オープンな環境を整える
- ・柔軟な情報開示に努めて欲しい
- ・なんとなく重要だから
- ・文書公開出来る内容や回数等、細かく制度化すべき
- ・請求方法がわからないので広報とかに説明がほしい
- ・請求者に直接利害関係のないものは非公開で良い
- ・嫌がらせへの請求に対して、厳正に対応すべきだと思う。
- ・請求内容の正当性を事前に審査する制度を設けるといいと思う
- ・市議会議員や市長に関する、政治資金は公開すべきだと思う
- ・賛成ではあるが不適切な要求には毅然とすべきだ
- ・市の職員の不要な負担は無くしたほうが良い
- ・異常な権限行使に対しては条例で決めるべき
- ・公文書がどのようなものなのかを周知してもらいたい
- ・もっと制度について周知しなるべく多くの情報を公開すべき
- ・適切な公文書公開請求のありかたを広報誌などでPRしてほしい
- ・札幌市の業務に支障のない範囲で公開されるとよい。
- ・公開してほしいとすれば、拒否も可能にしてほしい。
- ・公文書公開請求があったらその公文書の使用目的を明示させること。
- ・市民がどれだけ興味をもってもらうかの啓蒙活動
- ・正当な理由がある場合は、公開請求に応じるべき。
- ・嫌がらせの請求に関しては毅然とした対応をすべき
- ・制度の仕組みが難しいのでどのようなものか周知させる努力が必要
- ・やり方や仕組みをわかりやすくPRして欲しい
- ・手続きを簡単にすることや、この制度の周知。
- ・まだ内容を把握してないのでなんとも言えない。
- ・制度趣旨の周知、悪用に対する罰則規定等をもうける
- ・市の広報さっぽろに詳しくやさしくわかりやすく 載せてほしい
- ・より簡潔に請求できるシステムを構築してほしい
- ・法の抜け道をつつくなら、それに対する制度を作るべきである。
- ・デジタル化等を進め、公開の簡便化を図る。
- ・明朗な情報開示
- ・真面目に対応する
- ・透明性のある政治
- ・隠さず全てを公開
- ・最大多数の幸福
- ・特になし、分からない

- ・不正などの抑止力のため情報公開はしていくべき
- ・手数料を徴収するなどした方が良くと思います。
- ・観たい人は、法律に触れない限り見られるようにすべき。
- ・必要のない請求がされないような仕組みを考えるべきだと思います
- ・不当な請求かどうか判断する機能を整備すべき
- ・若者にも身近に感じられる仕組みがあると良くと思います。
- ・正当な理由がないのに誰でも公開できるのは問題
- ・批判的な目的での要求は否定すべき、また有料化すべき
- ・明らかに嫌がらせと思われるような請求を拒否できる制度作りを望む
- ・公文書公開請求されても問題がない市政運営
- ・黒塗りの部分についてはなぜ非公開となるかの正当性を明確にする。
- ・オープンにしていくのがいいと思います。
- ・正直どのように取り組むべきか、今まで考えた事がないので分からない。
- ・難しいのかもしれませんが デジタル化した方が良くかもしれない
- ・公正に公開しながらもおかしなことにはしっかり対応はしてもらいたい
- ・公平・公正に万人に対し真摯な姿勢での情報公開を実施すべきである。
- ・法人（公人）や事業は、黒塗りなしで公開すべきこと。一部有料化も必要。
- ・必要な制度だと思いますが、権利の乱用を防止する制度にすべきだと思います。
- ・誰が（仮名）どんな請求をしているのか公開したらどうでしょう
- ・制度についてよく知りませんでした、何らかの制限は必要だと思います。
- ・公開すべきかの基準をはっきりさせ、公開を拒否することもしていかないとけないと思う。
- ・市民に必要な情報は速やかに公開する。個人情報以外の情報は黒塗りのない情報公開が必要。
- ・適切な公文書公開請求には積極的に対応し、市政の透明性を高めるべきだと思う。しかし、不適切や過度な公文書公開請求には、罰則や法令を整備し、適切に対応すべきだと思う。
- ・個人の権利の主張の度合いに依るがなんでも公開請求をうけるのは如何なものかと思う。
- ・公文書公開請求の妨害目的もそうだが、市へのクレームなども改善した方が良く。問い合わせを精査し、クレームには0570の有料電話にかけなおさせる、などの対応をとるべき
- ・公開された文章がのり弁だといみがないのでは。公開の範囲が明確になっていればよいのでは。

- ・ 現行制度の課題と市民ニーズの変化を踏まえた上で、透明性、利便性、信頼性の向上を目指す必要がある
- ・ プライバシー保護は守りつつも公に公開しても良いものは積極的に開示もありなのでは
- ・ どのような情報が公開可能かがわからない。特に予算の実際の執行情報。例えば、敬老パス関連で、実際、アンケートや区ごとの説明会の実施費用など。これらがわからないと費用対効果の検討ができない。
- ・ 予算と計画について、具体的な審議内容を明確にするか、事前に意見を収集することも検討。この結果、審議内容について、費用、委託業者がわかる公開請求が可能になる。
- ・ 必要な請求か否かを判断する基準を設ける。請求の際は使用目的を明らかにすること。
- ・ 請求の目的をはっきり文章で明記し、不必要な件については却下しても良いようなシステムを作る
- ・ 今までは これを利用したいと思う事がなかった これから そのようなことがあれば 利用をかんがえるかもしれない
- ・ テレビなどを利用し、もっと市民に分かりやすく説明があった方が助かります。
- ・ 公文書公開請求をした事はなく今後する機会があるかも分からないので特に思うことはない
- ・ 公開すべきものは公開してほしい。特に市民に、二律背反になるものは公開してほしい。
- ・ もともと法律で決まっているならプライバシーに関わるもの以外は公開すべきであるし、それに公費が使われているなら尚更だと思う
- ・ 基本が全て公開するしかないと思います。但し今は秘匿しても基準年限を設定して公開します、とか個人情報犯罪以外は秘匿です、とかは必要です。後情報請求した人も情報公開するとか、無制限は流石にしてはいけないと考えます。今後はA Iに初期精査を依頼するとかも考えるのかなさそうですね。
- ・ 基本的には、隠すものはないとの姿勢で、黒塗り部分的は最小限に抑えることを徹底すべき。
- ・ 何故、請されたのかを特段に考慮して、親身になった開示をしてほしい。黒塗りつぶしの開示は言語道断。
- ・ 公文書は、原則、公開。 公開しない文書は、厳格な条件をつけて非公開とすべきである。

- ・ 知りたい人には情報を公開すべきですが、世の中には非常識な人間も多いのでどこで線引きするのかは難しい問題だと思います。最初から個人の特定を避けて文書を公開しておけばいいのでは？
- ・ 必要な権利かもしれませんが、理不尽な対応には対処できるなにかを設けた方がいいと感じています。
- ・ 今までは全く興味がなかったが、昨今の腐敗した政権や地方自治体に嫌気が差しているので、このアンケートがきっかけで注目していきたいと思った。
- ・ 手間暇、紙代プリント代等掛かっているので有料にすべき。ただ、公開請求したものに黒塗りは禁止にしてほしい。意味が無い。
- ・ よくわかりません。それがどのようなものなのか、何に必要とするものなのか、難しい言い回しが多く単純に何なのか伝わってきません。
- ・ 特段の目的を持たずに請求する市民も多く、通常の事務作業の妨げになることも想定されることから、国や北海道等との情報交換を密に、毅然とした態度で対応することが必要と思う。
- ・ そもそも役所の金の使い方がズサンだから起こる問題。 予算は使いきらないといけないという考え方とか、なら自分の金でそれやってみろよと言いたくなるやり方ばかりなので、まず金は寝てても集まってくる、いくらでも湧いて出てくるという赤ん坊みたいな思考力から改めるべき。市民が理不尽な請求をするのは、自分達に問題があるというのをいい加減認めるべき。あとただ座ってるだけでももらえるボーナスとか、5分残業で過労死するとかほざく連中は解雇してほしい。
- ・ 公開請求のみならず 普段から市民に対し正直に対応し 全ての面で信頼を得る事が大事だと思います。そもそも政治家や行政が国民に信用されなくなっているのがこの国の問題だと思います。
- ・ 基本的に求めがあれば全て公開すべき。 しかし、嫌がらせ的なものなら公費で時間をかけるべきでない。 とはいえ、何をそう判断するか市の裁量で決められれば市にとって都合が悪い事実を隠すための隠れ蓑になる。 可能であれば、全ての公文書は作成段階で公表不可能な部分を黒塗りにしたコピーも作り、クラウドなどに読み込みそのコピーを必要に応じて印刷するだけにしたら手間や時間が省けるのではないかな？ 古い文書も、最初は手間でも一度全部そうやってしまえばその後ずっと楽になる。 原本は保存しておいて、求められれば見にこさせれば良い。
- ・ ずっと、札幌市に住んでる訳じゃないから今のところは無いか、個人情報さらされるのは嫌だ。

- ・無意味な請求だと市が感じてても、それが本当に無意味か判断するのは難しいと。
10回目まで無意味でも11回目は同じような請求でも有意味かもしれない。ひとつひとつ真摯に対応すべきと感じます。
- ・公文書公開請求の制度自体を根本的に是正する必要があると考えます。その請求が社会通念上、必要なのか、妥当性を欠いていないのかなどを判断する指針のようなもの（法律なのか条令なのかわかりませんが）を整理するひとつがあると思います。
- ・本当に必要としている情報であれば有料でも利用するはずなので、有料化すべきだと思う
- ・小難しいことだけ書くのではなく、とにかくだれでも、わかりやすい内容にしてほしい。
- ・明らかに嫌がらせ目的など不当な請求は拒否できる仕組みを作るべきではと思う。
- ・天下り先確保のための無駄な箱ものなどの建設のようなことを見極めて過去にさかのぼって糾弾してほしい。
- ・被害者の個人情報、要プライバシー保護、不利益にならない様に守り、加害者については未成年でも、起こした行動について、氏名も公表する等、詳細を伝える。
- ・本来の利用趣旨を理解していない請求や相当個人的なものを対象としない、拒否することができるようにする
- ・市で臨時職員として働いたことがあるが、忙しい部署と暇な部署の差が激しいし、これで給料をもらえるのか。という人もいますのでまずは内部からしっかりしてもらいたい

Q12	情報公開制度には、請求を受けて文書を公開する「公文書公開請求」のほか、公開請求によらずに市がその保有する情報を任意に市民に提供する「情報提供」があります。あなたは「情報提供」について知っていますか。		
		回答数(n)	割合(%)
1	知っている	97	19.4
2	知らない	403	80.6
	全体	500	100

Q13	(Q12で「知っている」を選択した方) あなたは市に情報提供を依頼して、提供を受けたことがありますか。		
		回答数(n)	割合(%)
1	ある	22	22.7
2	ない	75	77.3
	全体	97	100

Q14	(Q13で「ある」を選択した方) あなたはどのような分野について情報提供を受けましたか。あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	地域のまちづくり活動	12	54.6
2	ボランティア	8	36.4
3	文化・芸術	10	45.5
4	高齢者福祉	3	13.6
5	障がい者福祉	3	13.6
6	子ども・子育て	3	13.6
7	教育	1	4.6
8	ごみ	2	9.1
9	環境・エネルギー	4	18.2
10	健康・食	1	4.6
11	スポーツ	0	0.0
12	防災	2	9.1
13	公共施設	1	4.6
14	その他(※医療)	1	4.6
	全体	22	100

Q15	情報提供施策の一環として、市政刊行物コーナーに市が作成したパンフレットなどを配架しています。あなたは市政刊行物コーナーを利用したことがありますか。		
		回答数(n)	割合(%)
1	ある	90	18.0
2	ない	410	82.0
	全体	500	100

(Q15で「ある」を選択した方)			
Q16	あなたが利用した内容はどれですか。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	パンフレットやマップ（区ガイド・ウォーキングマップなど）を貰った。	67	74.4
2	市が作成した冊子等を閲覧した。	58	64.4
3	市が作成した有償資料（役職者名簿、機構図など）を購入した。	13	14.4
4	コイン式コピー機を利用した。	7	7.8
	全体	90	100

Q17	今後、情報提供を充実させて欲しいと思う分野は何ですか。 あてはまるものをすべてお選びください。		
		回答数(n)	割合(%)
1	地域のまちづくり活動	157	31.4
2	ボランティア	37	7.4
3	文化・芸術	65	13.0
4	高齢者福祉	131	26.2
5	障がい者福祉	71	14.2
6	子ども・子育て	79	15.8
7	教育	53	10.6
8	ごみ	136	27.2
9	環境・エネルギー	118	23.6
10	健康・食	138	27.6
11	スポーツ	51	10.2
12	防災	190	38.0
13	公共施設	163	32.6
14	その他	25	5.0
	全体	500	100

※「14 その他」：除排雪、札幌市政、税金の収支報告、補助金、フリマ情報、正当な求人、市の財政問題・使い方、各市議の活動と議会の全ての動画、移民・外国人居住者、北海道新幹線に関する資料、DX、特にない